

【高齢受給者証が新しくなります】

70歳になると、国民健康保険から高齢受給者証が交付され、誕生日の翌月から医療機関の窓口負担が軽減されます(現役並みに所得のある人は除く)。

高齢受給者証は毎年8月に切り替えになります。医療機関を受診する際には、必ず新しく届いた高齢受給者証と保険証を窓口で提示してください。

【国民健康保険限度額適用認定証の更新と新規受付】

国民健康保険では、入院などで医療費の個人負担分が高額になった場合、申請により自己負担限度額を超えた分を給付しています。ただし入院の場合は、病院に町発行の「限度額適用認定証」を提示すれば、窓口負担が自己負担限度額までとなります。入院により医療費が高額になると予想される場合は、住民課国保年金係までお問い合わせください。

※すでに認定証を交付されている人が継続してご利用になる場合は、更新の手続きが必要です。

※国民健康保険税に未納がある場合は、認定証が交付されない場合があります。

●受付期間／8月1日～31日の平日8:30～17:15

国民健康保険制度

健康でいきいきとした毎を送ることは、私たちみんなの願いです。しかし、ある日突然病気やけがをしてしまったら…。

そんないざというとき、費用の心配をせずにお医者さんにかかれるように、日本ではすべての人が、何らかの公的医療保険に加入することになっています(国民皆保険制度)。そうした公的医療保険の一つが、国民健康保険です。

■住民課国保年金係【☎028(677)6038】

【国保の届出】

国保への加入は世帯ごとになります。

保険が変わったときは、必ず14日以内に住民課の窓口で手続きをしてください。

【国保に入るのはこんなとき】

- 他の市区町村から転入したとき(職場の健康保険などに加入していない場合)
- 職場の健康保険などを抜けたとき(退職の日の翌日)
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき

【加入の届出が遅れると?】

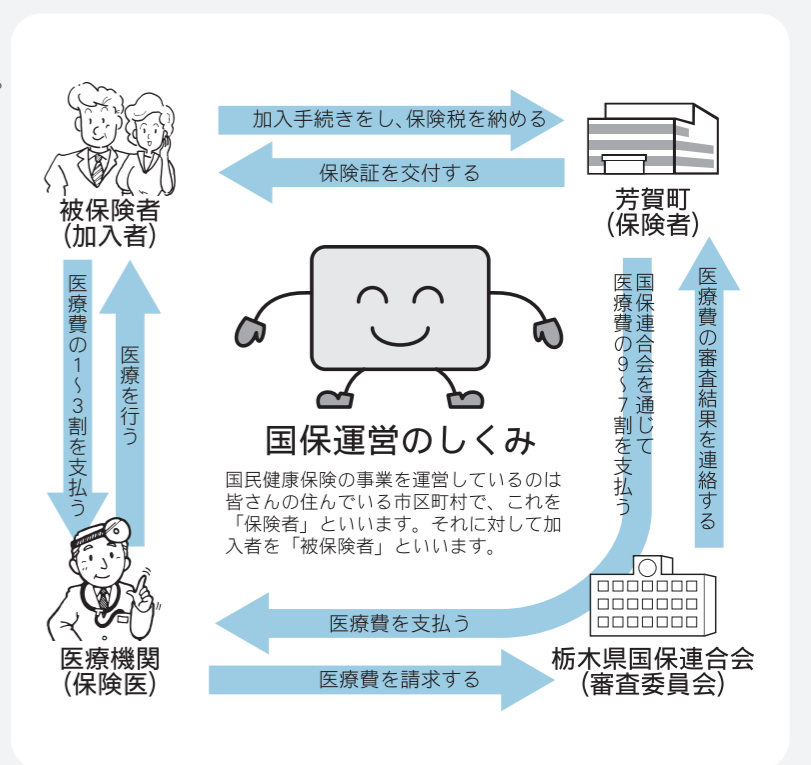
被保険者となった時点(届出日ではありません)までさかのぼって保険税を納めなければなりません。また、保険証がない期間の医療費は全額自己負担となります。

【国保を抜けるのはこんなとき】

- 他の市区町村へ転出したとき
- 職場の健康保険などに加入したとき
- 死亡したとき
- 生活保護を受け始めたとき

【抜ける届出が遅れると?】

資格がなくなった後、国保を使って診療を受けた場合、国保で負担した分の医療費は返していただくことになります。また、保険料が二重納付になってしまうこともあります。



新選挙管理委員会 委員紹介

平成23年第5回芳賀町議会定例会において、次の4人の方が芳賀町選挙管理委員会委員に選任されました。また、6月20日開催の芳賀町選挙管理委員会において委員長に水沼盛剛さん、委員長職務代理者に高松茂子さんが委員の選任により決定しました。



戸田実さん



水沼盛剛さん



高久典男さん



高松茂子さん

役職名	氏名	住所	備考
委員長	水沼 盛剛	西水沼2190	2期目
職務代理	高松 茂子	東高橋43	〃
委員	戸田 実	下高根沢3183	1期目
委員	高久 典男	祖母井331	〃